

⑥

令和 2 年 度

静岡市公営企業会計
決算審査意見書

静岡市監査委員

03 静 監 第 699 号
令和 3 年 8 月 25 日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市監査委員 遠 藤 正 方
同 白 鳥 三和子
同 大 村 一 雄
同 佐 藤 成 子

令和 2 年度静岡市公営企業会計決算審査意見の提出について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 2 年度静岡市公営企業会計（静岡市病院事業会計、静岡市水道事業会計、静岡市簡易水道事業会計、静岡市下水道事業会計）決算及び附属書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

1	審 査 の 基 準	2
2	審 査 の 種 類	2
3	審 査 の 対 象	2
4	審 査 の 着 眼 点	2
5	審査の主な実施内容	2
6	審査の実施場所及び日程	2
7	審 査 の 結 果	3
8	経 営 成 績	3

決算の概要及び意見

(1)	静岡市病院事業会計	5
	参 考 資 料	21
(2)	静岡市水道事業会計	23
	参 考 資 料	42
(3)	静岡市簡易水道事業会計	43
	参 考 資 料	56
(4)	静岡市下水道事業会計	57
	参 考 資 料	75

※参考資料は、各事業会計における最近5か年の経営指標等の推移である。

令和2年度静岡市公営企業会計決算審査意見

1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準に基づいて実施した。

2 審査の種類

(1) 審査の名称

令和2年度静岡市公営企業会計決算審査

(2) 根拠法令

地方公営企業法第30条第2項

3 審査の対象

令和2年度 静岡市病院事業会計決算

令和2年度 静岡市水道事業会計決算

令和2年度 静岡市簡易水道事業会計決算

令和2年度 静岡市下水道事業会計決算

上記決算に関する証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

4 審査の着眼点

- (1) 決算書類は関係法令に準拠して作成されているか。
- (2) 決算書類の計数は正確か、また、証書類の計数と一致しているか。
- (3) 財務諸表は財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (4) 業務の執行状況及び予算の執行状況は適正か。
- (5) 経営成績及び財政状態は良好か。

5 審査の主な実施内容

3に掲げる4つの事業会計決算に関する証書類等について、4に掲げる着眼点に基づき審査した。あわせて、主要な事業について、関係職員からの説明聴取等の方法による審査を実施した。

6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び審査対象部局会議室等

(2) 日程

令和3年6月1日から令和3年8月18日まで

7 審査の結果

1から6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において決算書その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

なお、各事業別の決算概要、意見等については、後述のとおりである。

8 経営成績

各事業会計の経営成績は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	病院事業会計	水道事業会計	簡易水道事業会計	下水道事業会計
総 収 益 (A)	12,114,087	10,521,384	129,803	21,159,655
総 費 用 (B)	12,166,758	8,991,325	134,912	19,855,558
損益 (A) - (B) (C)	△52,670	1,530,059	△5,109	1,304,096
(A)のうち収支不足補填のための一般会計補助金 (D)	2,153,038	—	104,163	—
実 質 損 益 (C) - (D)	△2,205,708	1,530,059	△109,272	1,304,096

- (注) 1 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。
- (1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨てである。
 - (2) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。ただし、99.95%以上100%未満のものは99.9%とした。
 - (3) 差額等の数値が「0」のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、「0」、「0.0」で表示した。なお、これらが負数の場合は、「△0」、「△0.0」で表示した。
 - (4) 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「-」で表示した。
 - (5) 減数又は負数は、「△」で表示した。
 - (6) 比率間の比較は、「ポイント」で表示した。
 - (7) 執行率は予算現額に対する収入済額・支出済額の割合である。
- 2 「第1 業務の執行状況」、「第2 予算の執行状況」については、消費税及び地方消費税を含めて記載した。